

# 小地域福祉活動事業 助成要項

【助成対象事業年度：平成 30 年度】

## 1 目 的

地域課題やそのニーズに対応するために、地域住民が主体となって行う活動を支援し、コミュニティー活動の充実・強化を図ることを目的に助成を行う。

## 2 対象事業

### (1) 対象事業

#### ①要援護者支援活動

高齢者や障害者世帯などの日常生活を支援することを目的とした活動  
(声かけ・安否確認活動 / 除排雪活動 / 引きこもり防止活動 等)

#### ②災害対策活動

有事に備えた、自主防災力の向上を目的とした活動  
(災害研修会・訓練の実施 / 防災マップ・災害マニュアルの作成 / 災害時の備品整備 等)

#### ③自主防犯活動

防犯対策への取組みを通じ、安心して安全な地域づくりを目的とした活動  
(防犯研修会 / 地域の見回り活動 / 登下校の見守り活動 / 防犯用品・用具の整備 等)

#### ④世代間交流活動

世代間の繋がりや充実から地域の活性化を目的とした活動  
※ 地域内の子どもから高齢者まで誰もが参加できる開かれた活動を条件とします  
(スポーツ活動 / 創作活動 / 演芸会 / 昔の遊び体験 / 季節行事 等)

#### ⑤伝統芸能伝承・保存活動

地域に古くから受け継がれている伝統芸能を後世へ伝承・保存していくために欠かせない備品の整備・修繕を対象とする。

※ 神事、祭事での活動は対象となりません。

### (2) 対象経費

事業実施に係る事業費並びに備品整備費とし、詳細については地域助成対象経費科目区分表

【1】(別紙)の範囲内とする。

### (3) 次に掲げるものは助成の対象としない

- ・政治、宗教、神事、営利を目的とした活動
- ・会員、構成員同士の親睦のみを目的とした活動
- ・飲食代が主体となる活動
- ・団体、グループ等の運営費
- ・新潟県共同募金会が実施する広域助成と重複して申請する事業

## 3 対象団体

阿賀野市内の自治会並びに概ね自治会単位で活動している団体

#### 4 対象事業年度

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日までに実施する事業）

#### 5 助成基準

事業の必要性、緊急性、先駆性、並びに助成金の必要性、適正性を重視し、助成総額内で助成を行う。

- (1) 助成総額 50万円
- (2) 助成額 1団体1事業5万円を上限とする。

#### 6 応募方法

##### (1) 募集期間

平成29年5月1日（月）～平成29年5月22日（月）

##### (2) 応募手続き

所定の申請書（別紙 様式2）に次の添付書類を添えて、阿賀野市共同募金委員会へ提出する。

- ①助成要望事業計画書
- ②定款・会則・運営要綱・規約（団体の内容がわかるもの）
- ③平成28年度事業報告書・決算書
- ④平成29年度事業計画書・予算書
- ⑤会報・チラシ・パンフレット（活動の様子がわかるもの）
- ⑥見積書、カタログ（備品申請の場合）

#### 7 審査

阿賀野市共同募金委員会助成審査委員会において申請内容の審査を行い、同会の運営委員会並びに新潟県共同募金会理事会・評議員会にて助成の可否及び助成金額を決定のうえ、申請団体へ通知する。

#### 8 助成金の交付

阿賀野市共同募金委員会が主催する助成決定交付式終了後に交付する。（平成30年6月上旬予定）

#### 9 助成事業の変更

助成決定後、止むを得ざる事情により助成事業を変更する場合は、助成金変更申請書（別紙 様式9）により承認を受けなければならない。

#### 10 事業報告

助成事業終了後に事業完了報告書（別紙 様式8、8の2）及び関係資料を提出する。

#### 11 助成金の返還

次のいずれかに該当する場合は助成金の全額または一部の返還をしなければならない。

- (1) 助成事業を中止した場合
- (2) 助成金を他の事業に流用した場合

- (3) 事業運営が著しく不全と認められる場合
- (4) 助成事業が計画通り完了しない場合（助成金に余剰金が生じた場合）
- (5) 承認を受けずに助成の対象となった事業計画を変更して事業を実施した場合

12 助成事業の明示等

- (1) 助成を受けたときには「赤い羽根共同募金」の助成であることを明示すること。
- (2) 共同募金運動の趣旨について理解、共感し、積極的に参画、推進すること。

13 申請書提出・問合せ先

阿賀野市共同募金委員会

〒959-2123 阿賀野市姥ヶ橋 669 番地（阿賀野市役所 京ヶ瀬支所内）

TEL 0250-67-9203 FAX 0250-67-9204